

各 位

2023年7月5日

一般財団法人 安全保障貿易情報センター

実務能力認定試験における大韓民国の取扱いについて

平素より、弊センターの安全保障輸出管理実務能力認定試験をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、2023（令和5）年7月21日から輸出令別表第3に掲げる地域に大韓民国が追加されます。それに伴い、実務能力認定試験に関する大韓民国の取扱いについて、お問い合わせをいただいておりますので、ご説明申し上げます。

実務能力認定試験の受験要項に明記しておりますが、試験問題の法令は、試験日の法令が適用されます。大韓民国は、2023（令和5）年7月21日から輸出令別表第3に掲げる地域に追加されますので、2023（令和5）年7月28日に実施する実務能力認定試験では、大韓民国は、輸出令別表第3に掲げる地域ということになります。

どうぞよろしくお願いいたします。

以上